

# 低炭素建築物新築等計画の認定について

## ◆低炭素建築物とは

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年12月4日施行）に規定する低炭素化のための措置が講じられている建築物のことをいいます。

低炭素建築物の新築等をしようとする場合は、低炭素建築物新築等計画を作成し、所管行政庁（富山県においては、富山県、富山市、高岡市）の認定を受けることができます。認定の対象となる建築物は、市街化区域等（都市計画で定める用途地域の指定がある区域）で建築する建築物です。

認定を受けた建築物については、容積率の緩和措置の対象となります。また、一定の新築住宅については、税制優遇措置の対象となります。

## ◆認定基準

低炭素建築物建築等計画の認定を受けるためには、当該計画が建築物の低炭素化を促進するための基準を満たす必要があります。

項目	概要
定量的評価項目	省エネ法に基づく省エネ基準に比べ一次エネルギー消費量が10%以上低減されたものであること。また、断熱性能について省エネ法に基づく省エネ基準に適合していること。
選択的項目	節水対策、エネルギーマネージメント、ヒートアイランド対策又は建築物（躯体）による対策等の低炭素に資する措置を一定以上講じていること。
基本方針	法第3条第1項に基づく都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針に照らし適切なものであること。
資金計画	低炭素化のための建築物の新築等を確実に遂行するために適切なものであること。

## ◆認定単位

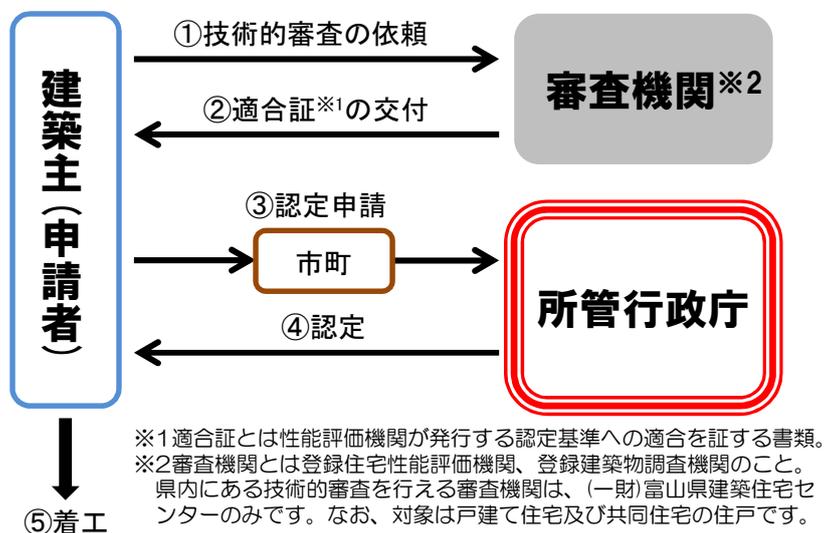
- ①戸建て住宅の住戸認定
- ②共同住宅を含む建築物の住戸ごとの認定、建築物全体の認定
- ③非住宅建築物の建築物認定

## ◆低炭素建築物建築等計画の認定申請手続

低炭素建築物新築等計画の認定申請は、建築物の工事に着手する前にする必要があり、認定申請に当たっては、申請書及び添付図書を建設地の市町の担当窓口へ提出することとなります。

また、認定申請に先立って、事前に審査機関の技術的審査を受けることができます。

申請様式は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の様式をご使用ください。（県、富山市、高岡市の各々のホームページからダウンロードできます。）



## ◆申請手数料

申請手数料について、建築物の用途、規模ごとに手数料※を設定しています。  
例えば、一戸建て住宅は34,000円（適合証を添付した場合は5,000円）

※詳しい手数料については、県、富山市、高岡市の各々のホームページをご覧ください。

## ◆算定プログラム

住宅の外皮性能と住宅・建築物の一次エネルギー消費量の算定方法については、独立行政法人建築研究所のホームページで、計算方法などの資料がダウンロードできるほか、ブラウザ上で動作する一次エネルギー消費量算定プログラムが公開されています。

このプログラムを使用すると、設計一次エネルギー消費量と低炭素住宅の基準値を算定及び比較することができます。また、入力データと算定結果の一覧をPDFファイルで出力することができ、低炭素住宅認定申請の添付図書として使用することができます。

## ◆申請書の提出先

建設地	申請窓口	連絡先	相談窓口	連絡先
富山市	富山市 建築指導課	076-443-2108	同左	同左
高岡市	高岡市 建築政策課	0766-20-1429	同左	同左
射水市	射水市 建築住宅課	0766-52-7395	高岡土木センター 建築課	0766-26-8426
氷見市	氷見市 都市計画課	0766-74-8079		
小矢部市	小矢部市 都市建設課	0766-67-1760 (代)		
砺波市	砺波市 都市整備課	0763-33-1111 (代)	砺波土木センター 建築課	0763-22-6271
南砺市	南砺市 建設維持課	0763-23-2022		
魚津市	魚津市 都市計画課	0765-23-1031	新川土木センター 建築課	0765-22-9117
滑川市	滑川市 まちづくり課	076-475-2111 (代)		
黒部市	黒部市 都市計画課	0765-54-2111 (代)		
入善町	入善町 住まい・まちづくり課	0765-72-1100 (代)		
朝日町	朝日町 建設課	0765-83-1100 (代)	富山土木センター 建築課	076-444-4449
上市町	上市町 建設課	076-472-1111 (代)		
立山町	立山町 建設課	076-462-9975		

※舟橋村は、用途地域の指定がある区域がないため認定できません。